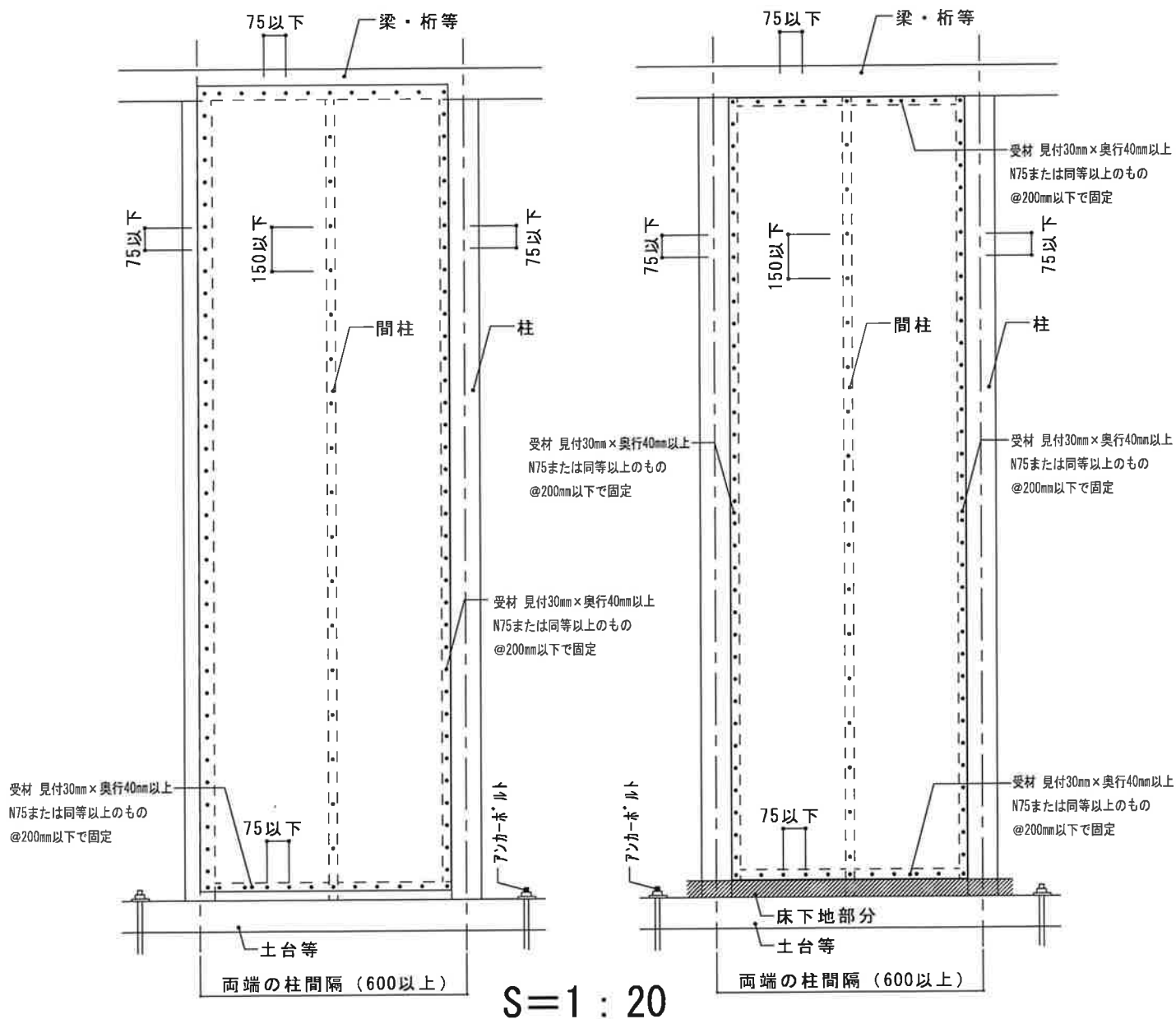


受材仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種類 : N50・CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@75以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@200以下で柱・横架材等に打ち付ける

受材床勝ち仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種類 : N50・CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@75以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@200以下で柱・横架材等に打ち付ける



1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第3号・別表第2の(3)

3) 大壁・真壁、下部を土台・横架材等に直接くぎ打ち、受材仕様、床勝ち仕様 (床下地材の上から受材を打ち付けたもの)の区別なく、4周の1ヶ所以上に受材を使用する仕様。  
「受材仕様」は右側が入隅、床は解体しない想定で受材仕様で記載している。

「受材床勝ち仕様」は真壁の床勝ち仕様で記載している。

4) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

大壁仕様

くぎの種類 : N50・CN50

くぎの間隔 : 外周部分@75以下<sup>5)</sup>

その他の部分@150以下

大壁床勝ち仕様<sup>4)</sup>

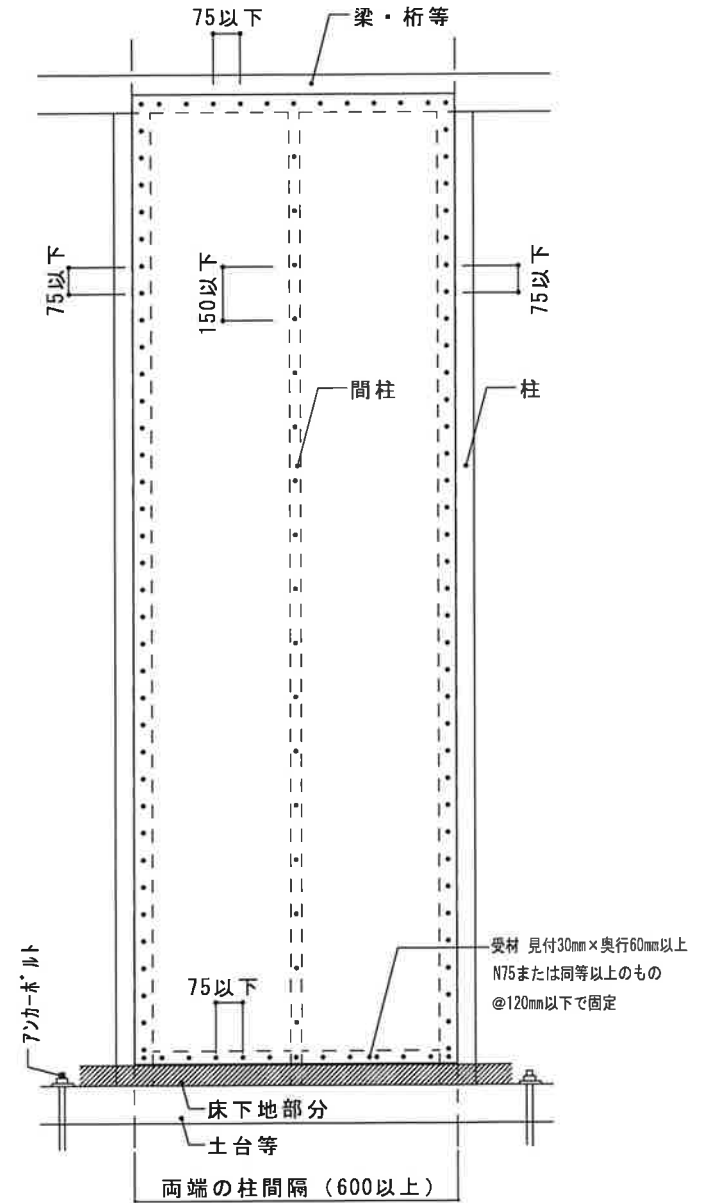
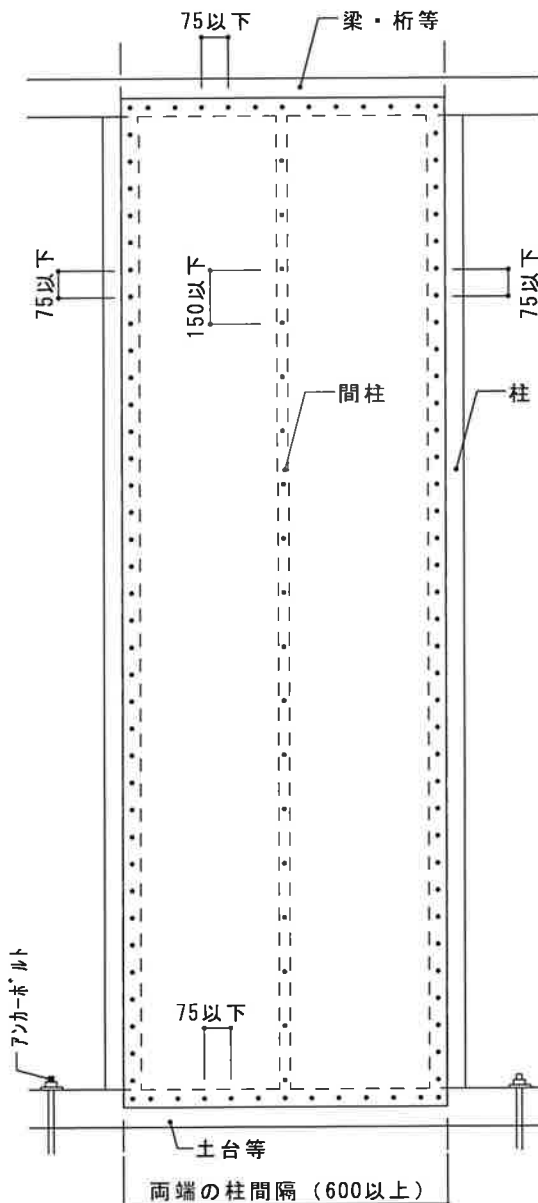
くぎの種類 : N50・CN50

くぎの間隔 : 外周部分@75以下<sup>5)</sup>

その他の部分@150以下

受材の寸法等 : 見付30×奥行60以上の木材

受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@120以下で土台等に打ち付ける



S=1 : 20

1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第1号・別表第1の(3)

3) 告示第1100号第1の第5号・別表第3の(3)

4) 「床勝ち仕様」とは、床下地材の上から受材を打ち付ける仕様をいう。

5) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

構造用パネル (OSB)

告示第1100号<sup>1)</sup>

受材 (真壁) 仕様<sup>2)</sup>

受材 (真壁) 床勝ち仕様<sup>2)</sup>

壁基準耐力 : 5.0

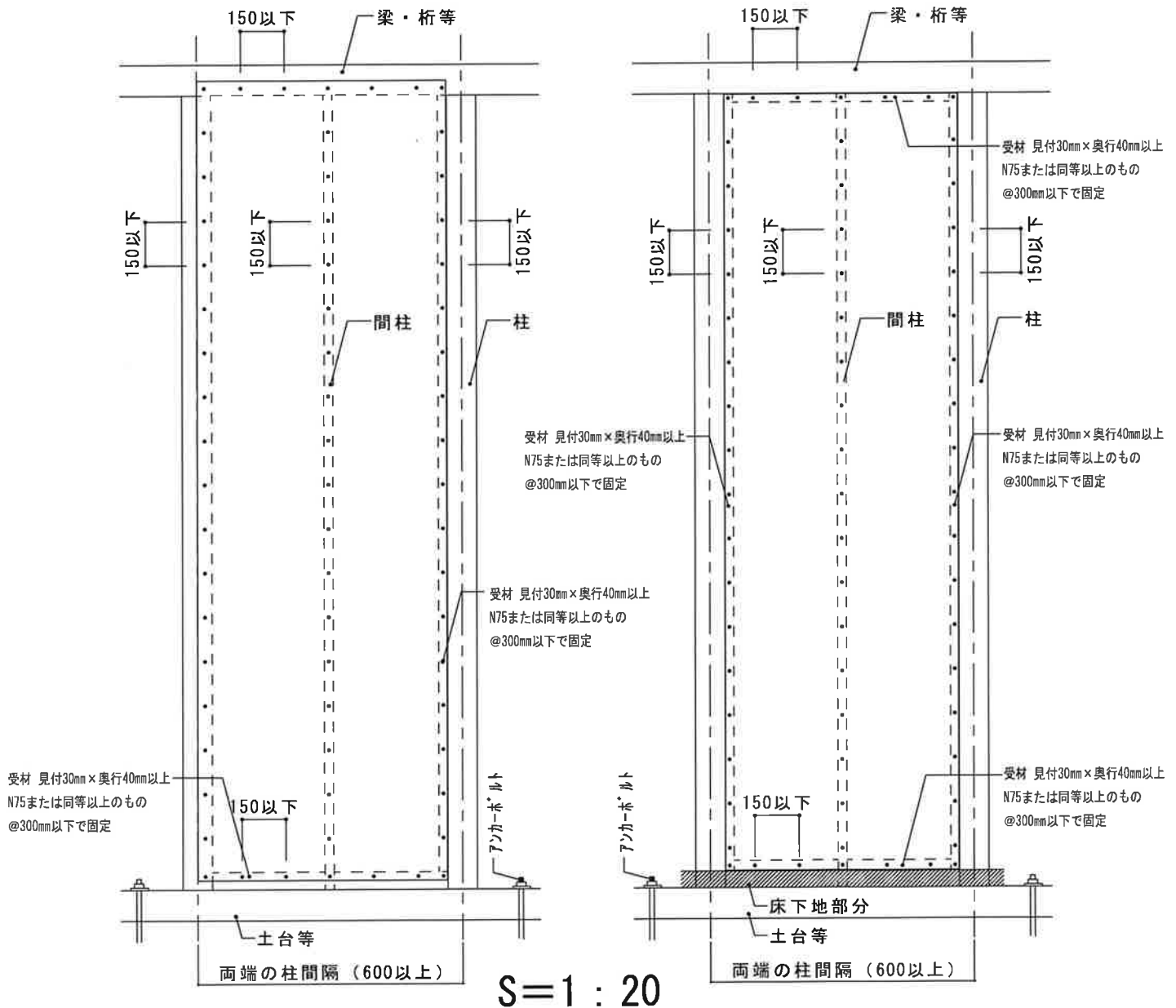
壁倍率 : 2.5 (N値計算用2.55)

受材仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種別 : N50・CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@150以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@300以下で柱・横架材等に打ち付ける

受材床勝ち仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種別 : N50・CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@150以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@300以下で柱・横架材等に打ち付ける



1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第3号・別表第2の(5)

3) 大壁・真壁、下部を土台・横架材等に直接くぎ打ち、受材仕様、床勝ち仕様 (床下地材の上から受材を打ち付けたもの)の区別なく、4周の1ヶ所以上に受材を使用する仕様。  
「受材仕様」は右側が入隅、床は解体しない想定で受材仕様で記載している。

「受材床勝ち仕様」は真壁の床勝ち仕様で記載している。

4) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

大壁仕様

くぎの種別 : N50・CN50

くぎの間隔 : 外周部分@150以下<sup>5)</sup>

その他の部分@150以下

大壁床勝ち仕様<sup>4)</sup>

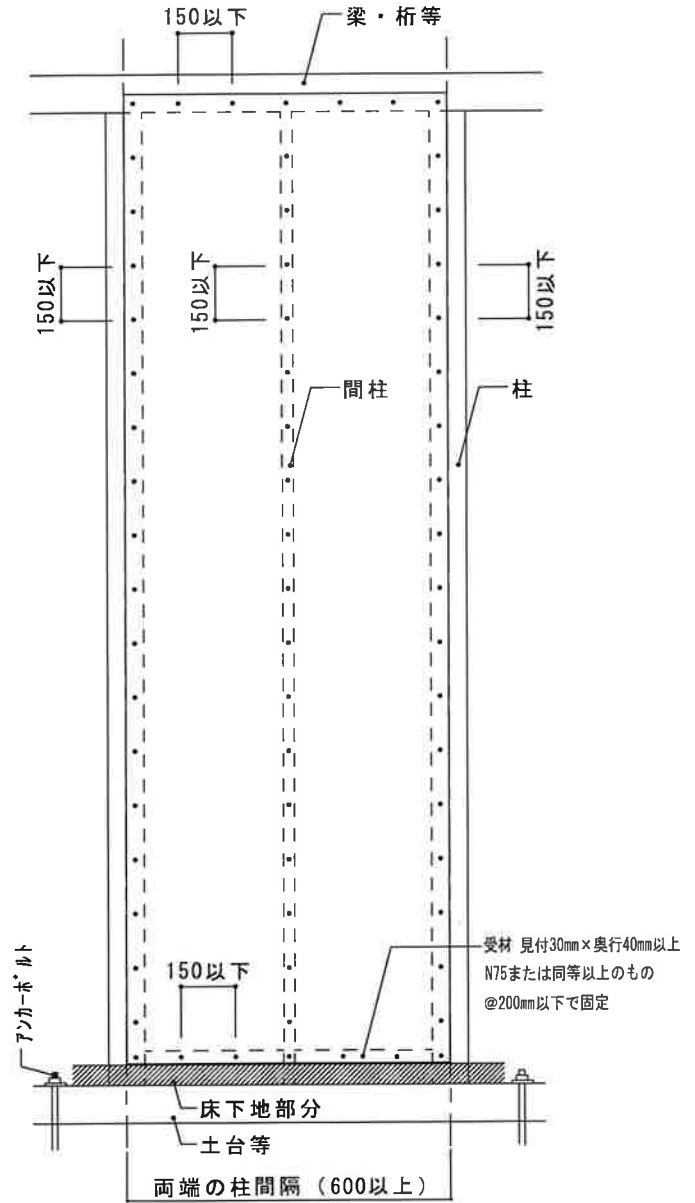
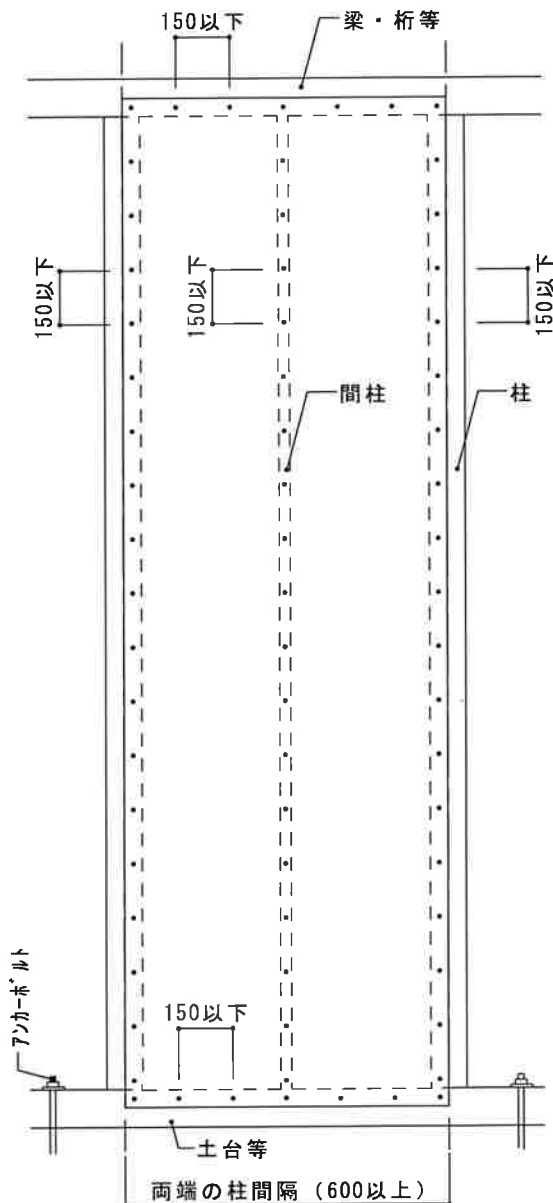
くぎの種別 : N50・CN50

くぎの間隔 : 外周部分@150以下<sup>5)</sup>

その他の部分@150以下

受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材

受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@200以下で土台等に打ち付ける



S=1 : 20

1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第1号・別表第1の(5)

3) 告示第1100号第1の第5号・別表第3の(5)

4) 「床勝ち仕様」とは、床下地材の上から受材を打ち付ける仕様をいう。

5) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

構造用MDF  
構造用パーティクルボード

告示第1100号<sup>1)</sup>

高倍率受材（真壁）仕様<sup>2)</sup>  
高倍率受材（真壁）床勝ち仕様<sup>2)</sup>

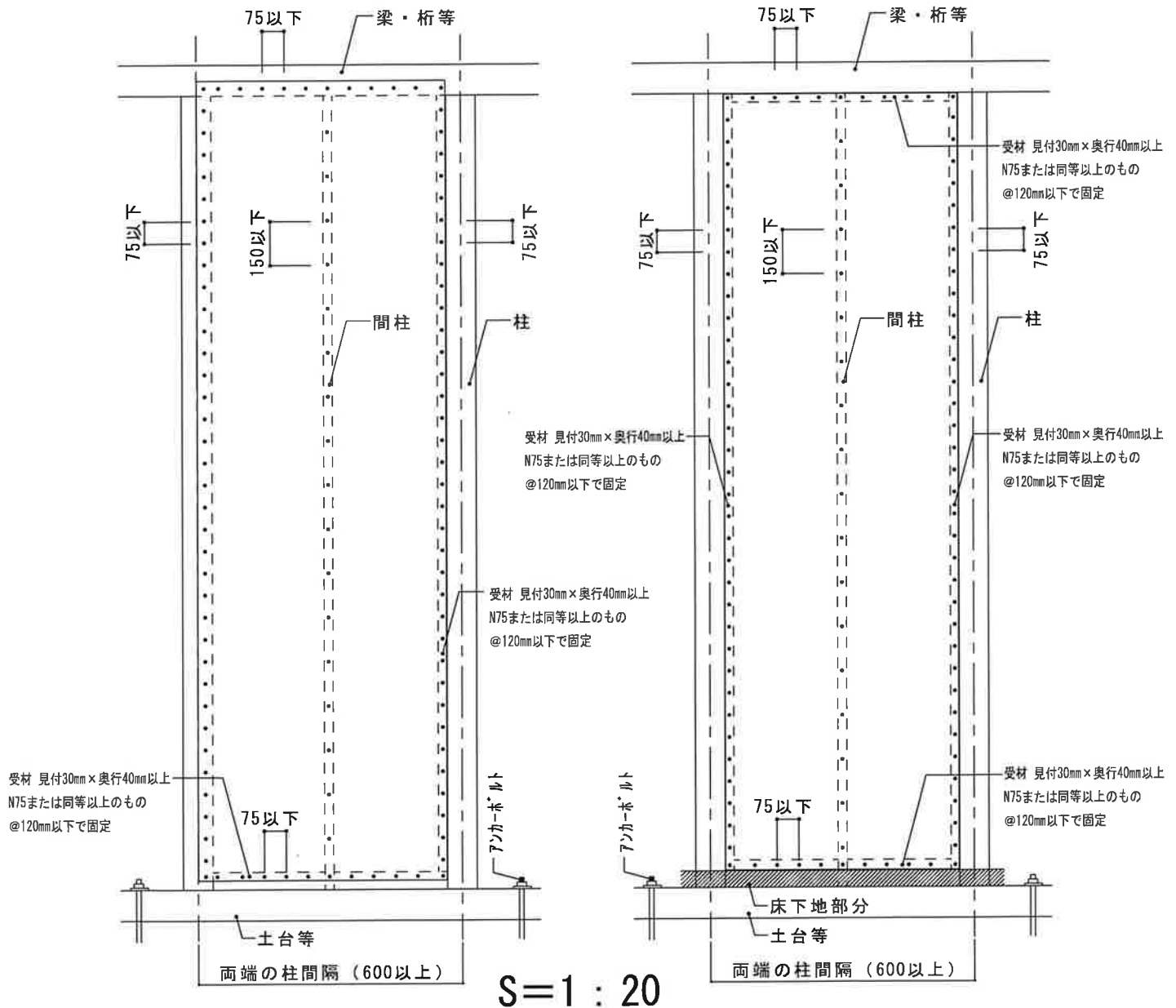
壁基準耐力：7.8（7.84） 壁倍率：4.0

受材仕様<sup>3)</sup>

くぎの種別：N50・CN50  
くぎの間隔：外周部分@75以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下  
受材の寸法等：見付30×奥行40以上の木材  
受材の固定方法：N75またはこれと同等以上のものを@120以下で柱・横架材等に打ち付ける

受材床勝ち仕様<sup>3)</sup>

くぎの種別：N50・CN50  
くぎの間隔：外周部分@75以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下  
受材の寸法等：見付30×奥行40以上の木材  
受材の固定方法：N75またはこれと同等以上のものを@120以下で柱・横架材等に打ち付ける



1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号（最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号）

2) 告示第1100号第1の第3号・別表第2の（1）

3) 大壁・真壁、下部を土台・横架材等に直接くぎ打ち、受材仕様、床勝ち仕様（床下地材の上から受材を打ち付けたもの）の区別なく、4周の1ヶ所以上に受材を使用する仕様。「受材仕様」は右側が入隅、床は解体しない想定で受材仕様で記載している。

「受材床勝ち仕様」は真壁の床勝ち仕様で記載している。

4) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

構造用MDF  
構造用パーティクルボード

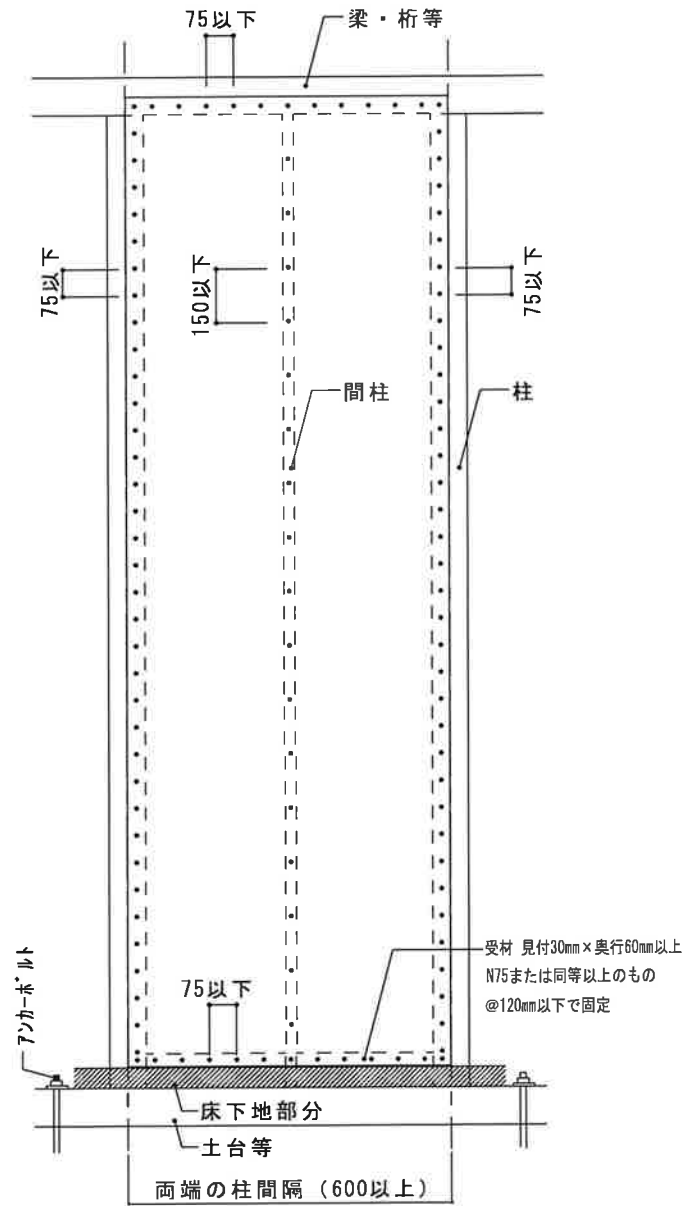
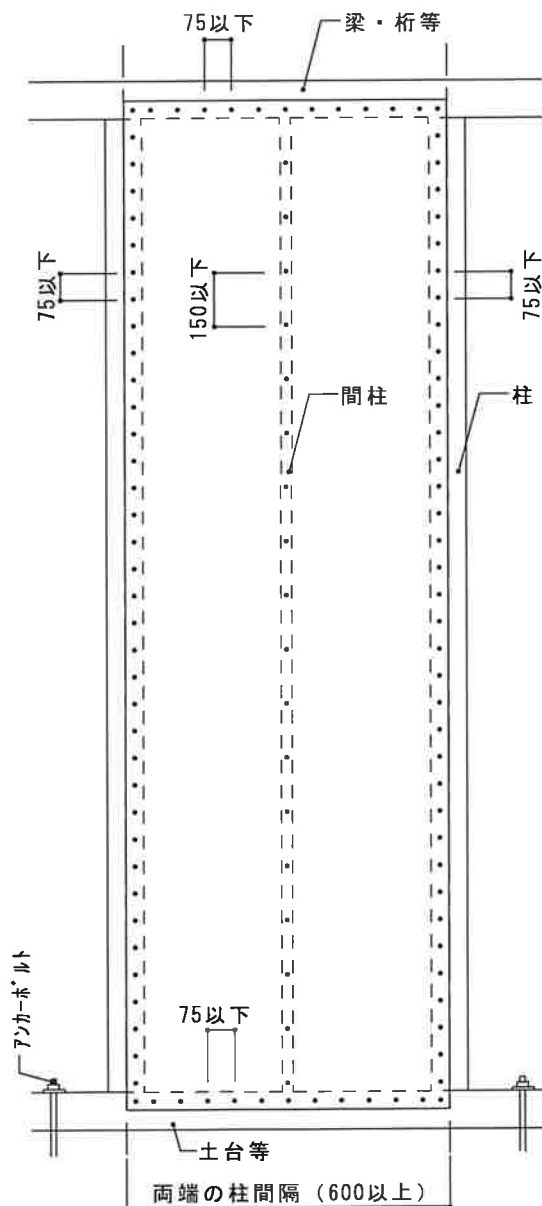
告示第1100号<sup>1)</sup> 高倍率大壁仕様<sup>2)</sup>  
高倍率大壁床勝ち仕様<sup>3)</sup>  
壁基準耐力：8.4 (8.43) 壁倍率：4.3

### 大壁仕様

くぎの種類：N50・CN50  
くぎの間隔：外周部分@75以下<sup>5)</sup>  
その他の部分@150以下

### 大壁床勝ち仕様<sup>4)</sup>

くぎの種類：N50・CN50  
くぎの間隔：外周部分@75以下<sup>5)</sup>  
その他の部分@150以下  
受材の寸法等：見付30×奥行60以上の木材  
受材の固定方法：N75またはこれと同等以上のものを@120以下で土台等に打ち付ける



S=1 : 20

1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第1号・別表第1の(1)

3) 告示第1100号第1の第5号・別表第3の(1)

4) 「床勝ち仕様」とは、床下地材の上から受材を打ち付ける仕様をいう。

5) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

構造用MDF  
構造用パーティクルボード

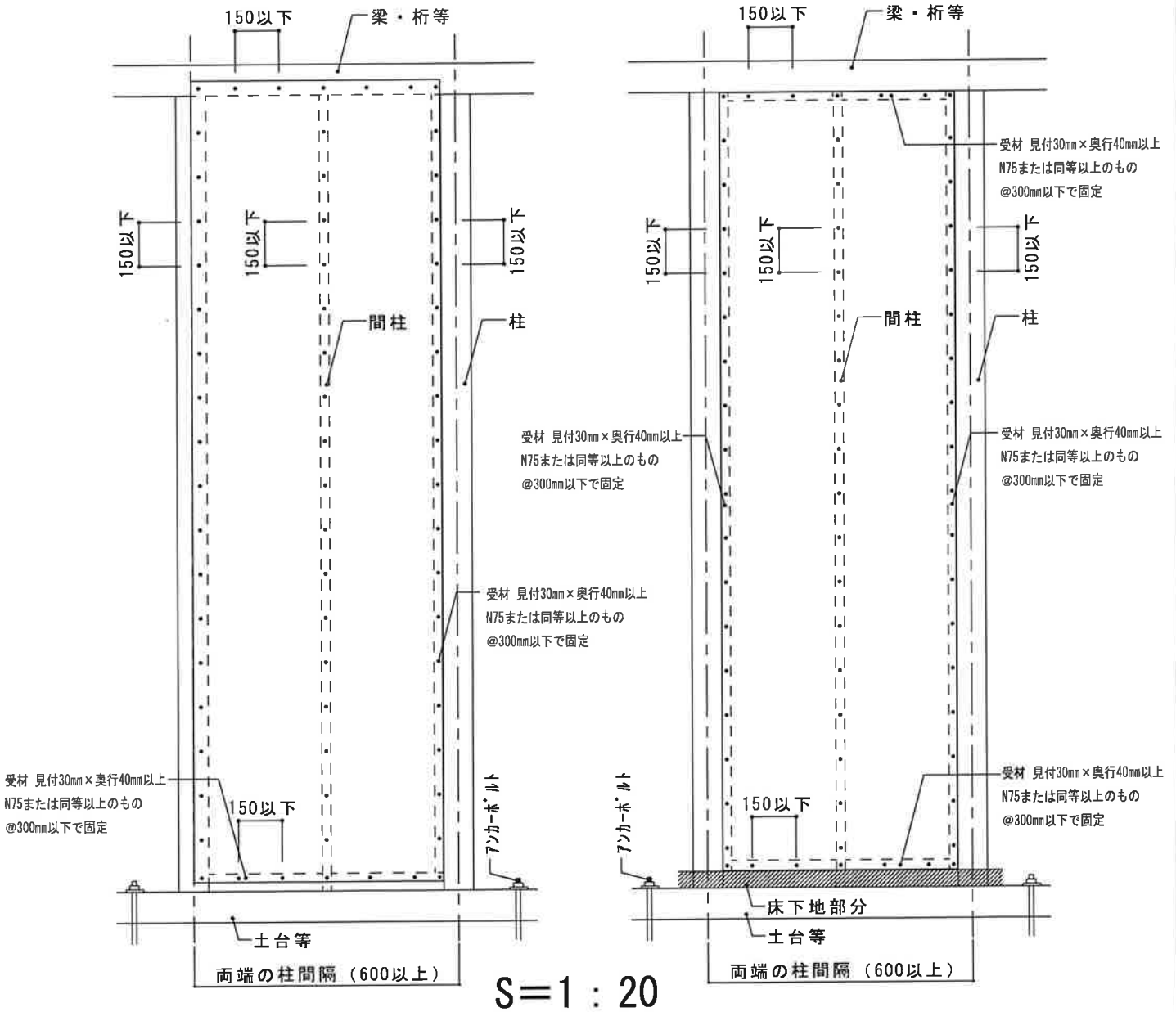
告示第1100号<sup>1)</sup> 受材(真壁)仕様<sup>2)</sup>  
受材(真壁)床勝ち仕様<sup>2)</sup>  
壁基準耐力: 4.9 (4.90) 壁倍率: 2.5

受材仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種類 : N50・CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@150以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@300以下で柱・横架材等に打ち付ける

受材床勝ち仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種類 : N50・CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@150以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@300以下で柱・横架材等に打ち付ける



1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第3号・別表第2の(5)

3) 大壁・真壁、下部を土台・横架材等に直接くぎ打ち、受材仕様、床勝ち仕様 (床下地材の上から受材を打ち付けたもの)の区別なく、4周の1ヶ所以上に受材を使用する仕様。  
「受材仕様」は右側が入隅、床は解体しない想定で受材仕様で記載している。

「受材床勝ち仕様」は真壁の床勝ち仕様で記載している。

4) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

構造用MDF  
構造用パーティクルボード

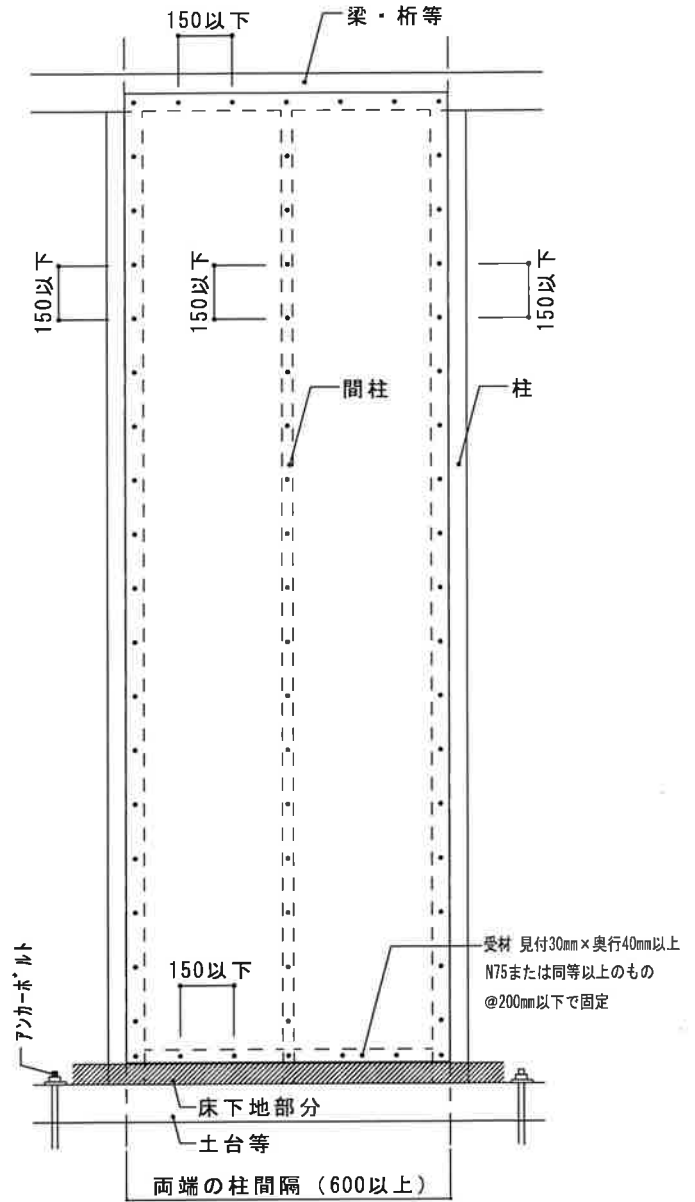
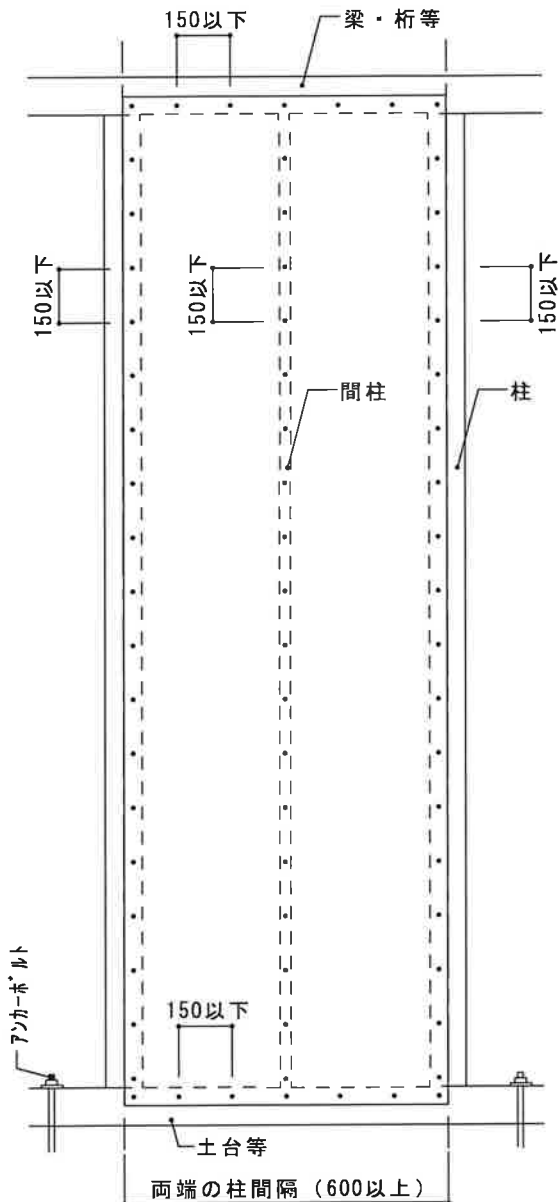
告示第1100号<sup>1)</sup> 大壁仕様<sup>2)</sup>  
大壁床勝ち仕様<sup>3)</sup>  
壁基準耐力：4.9 (4.90) 壁倍率：2.5

### 大壁仕様

くぎの種類：N50・CN50  
くぎの間隔：外周部分@150以下<sup>5)</sup>  
その他の部分@150以下

### 大壁床勝ち仕様<sup>4)</sup>

くぎの種類：N50・CN50  
くぎの間隔：外周部分@150以下<sup>5)</sup>  
その他の部分@150以下  
受材の寸法等：見付30×奥行40以上の木材  
受材の固定方法：N75またはこれと同等以上のものを@200以下で土台等に打ち付ける



S=1:20

1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第1号・別表第1の(5)

3) 告示第1100号第1の第5号・別表第3の(5)

4) 「床勝ち仕様」とは、床下地材の上から受材を打ち付ける仕様をいう。

5) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

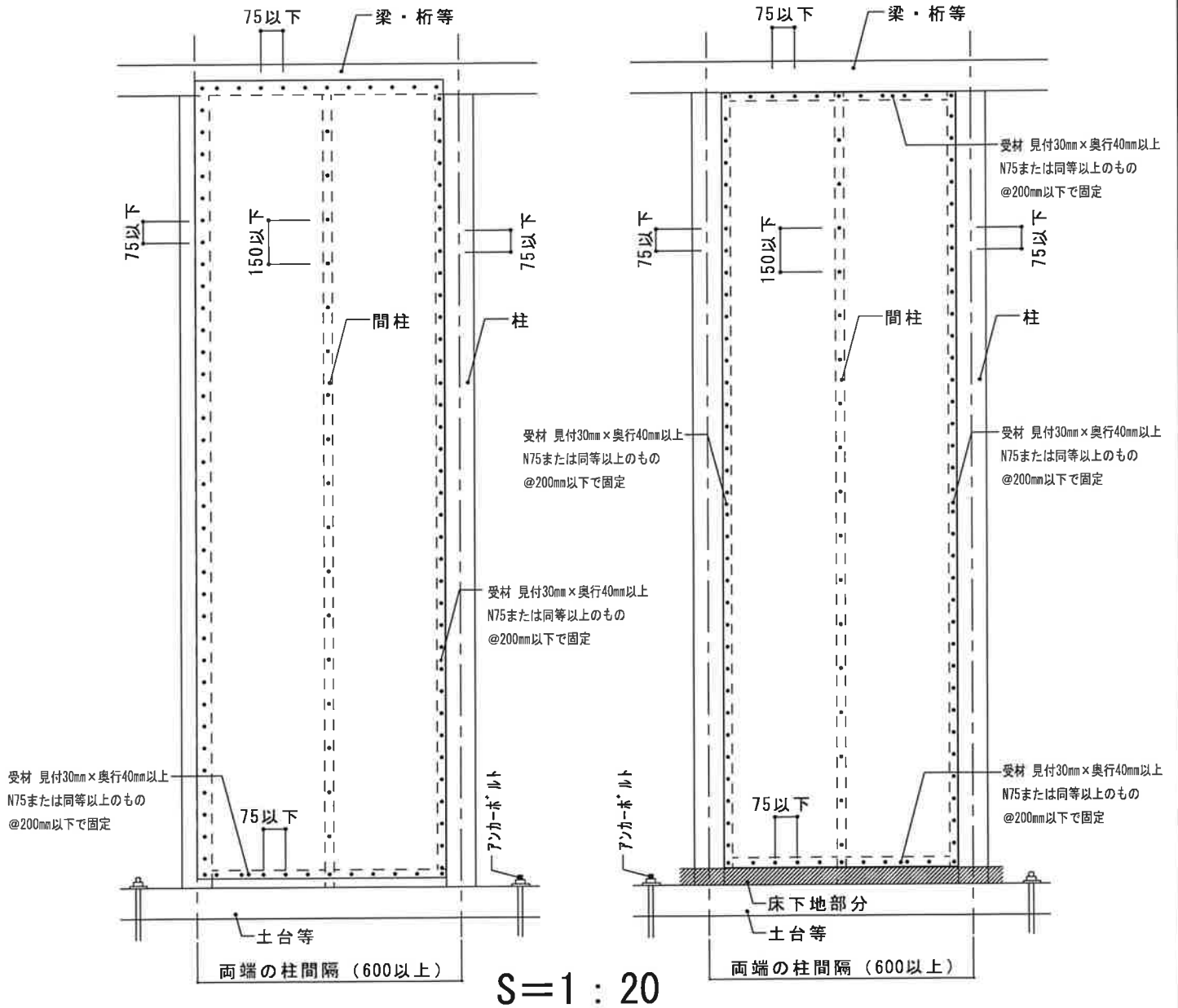


受材仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種類 : CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@75以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@200  
以下で柱・横架材等に打ち付ける

受材床勝ち仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種類 : CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@75以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@200  
以下で柱・横架材等に打ち付ける



S=1:20

1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号（最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号）

2) 告示第1100号第1の第3号・別表第2の（2）

3) 大壁・真壁、下部を土台・横架材等に直接くぎ打ち、受材仕様、床勝ち仕様（床下地材の上から受材を打ち付けたもの）の区別なく、4周の1ヶ所以上に受材を使用する仕様。

「受材仕様」は右側が入隅、床は解体しない想定で受材仕様で記載している。

「受材床勝ち仕様」は真壁の床勝ち仕様で記載している。

4) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

大壁仕様

くぎの種別：CN50

くぎの間隔：外周部分@75以下<sup>5)</sup>

その他の部分@150以下

大壁床勝ち仕様<sup>4)</sup>

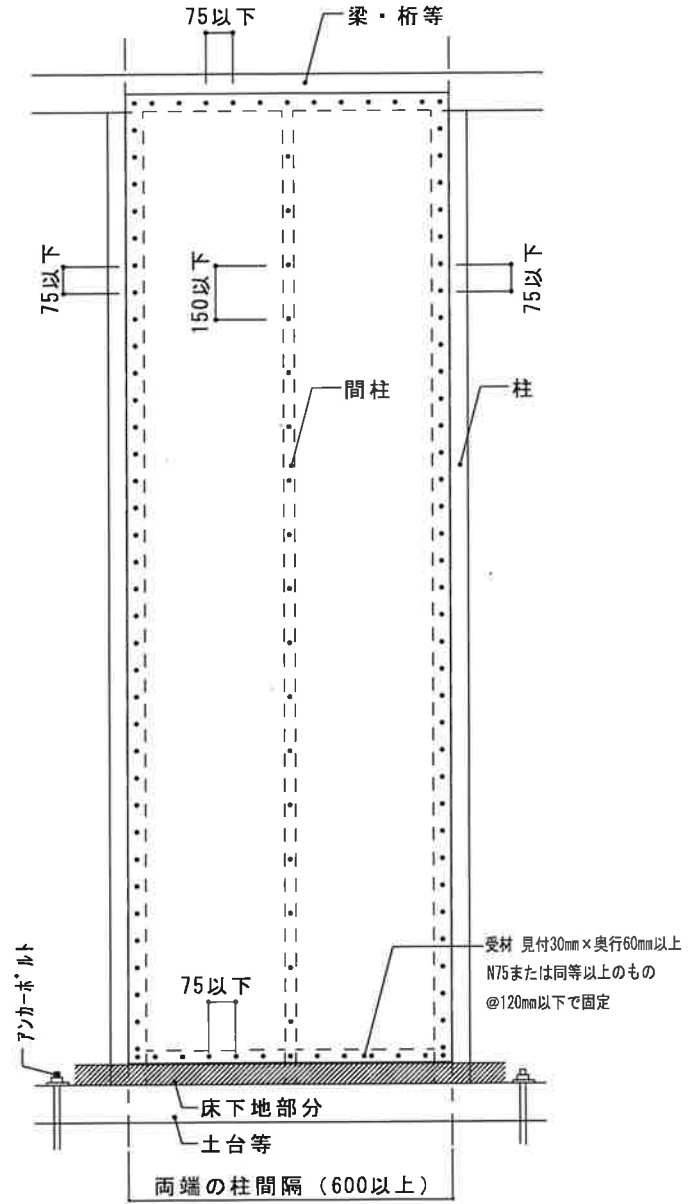
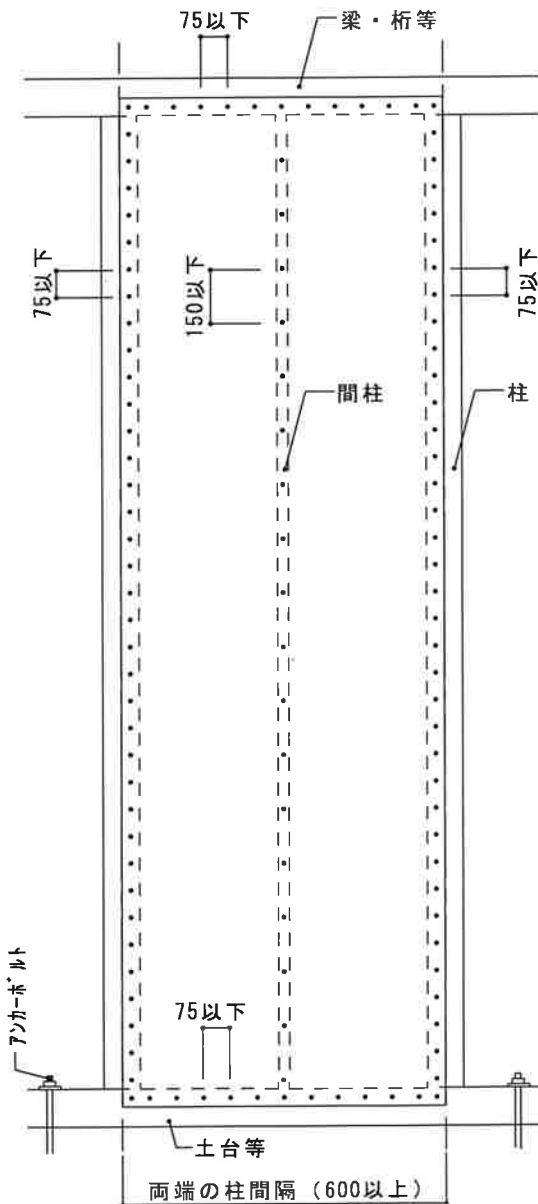
くぎの種別：CN50

くぎの間隔：外周部分@75以下<sup>5)</sup>

その他の部分@150以下

受材の寸法等：見付30×奥行60以上の木材

受材の固定方法：N75またはこれと同等以上のものを@120以下で土台等に打ち付ける



S=1 : 20

1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第1号・別表第1の(2)

3) 告示第1100号第1の第5号・別表第3の(2)

4) 「床勝ち仕様」とは、床下地材の上から受材を打ち付ける仕様をいう。

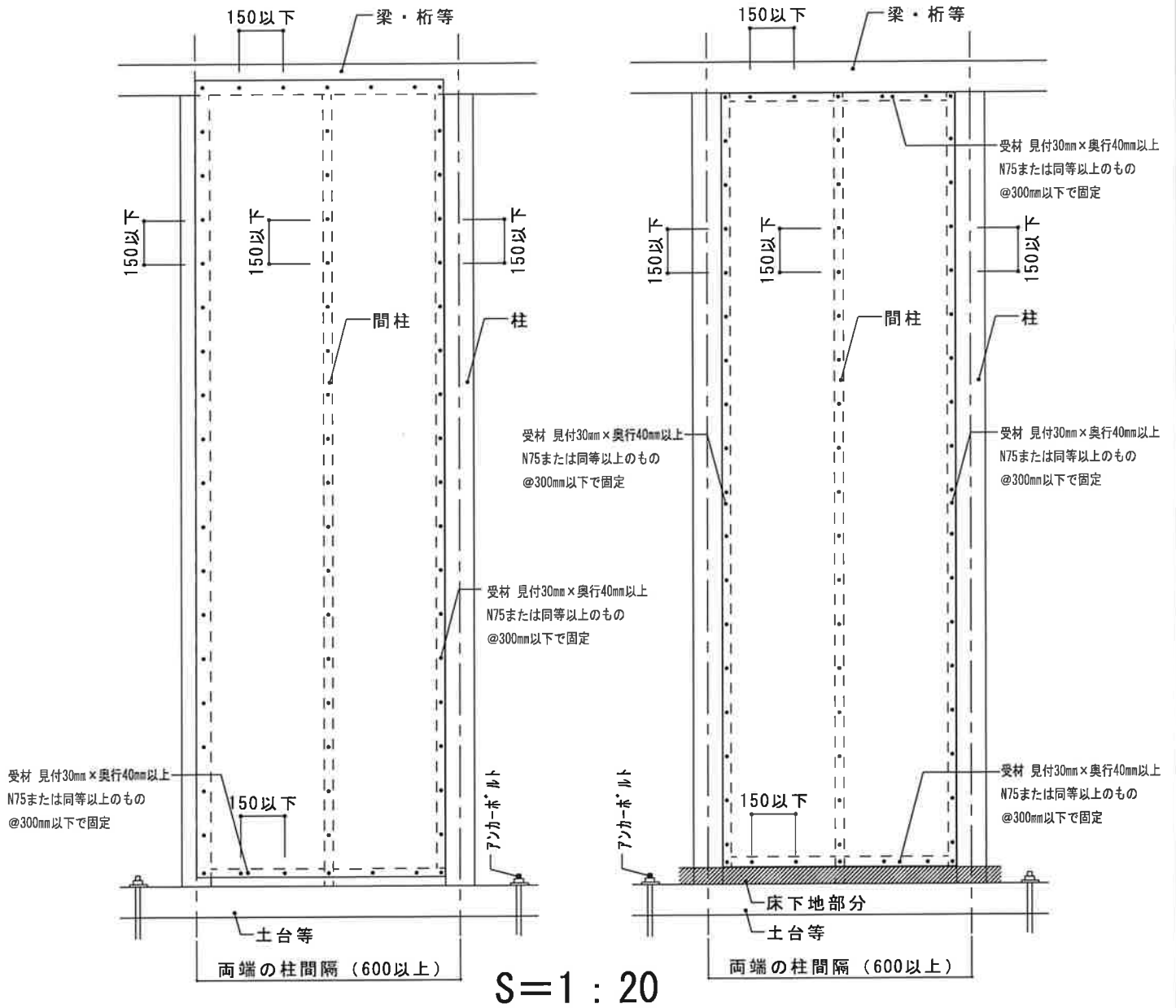
5) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

受材仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種類別 : N50・CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@150以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@300以下で柱・横架材等に打ち付ける

受材床勝ち仕様<sup>3)</sup>

- くぎの種類別 : N50・CN50
- くぎの間隔 : 外周部分@150以下<sup>4)</sup>  
その他の部分@150以下
- 受材の寸法等 : 見付30×奥行40以上の木材
- 受材の固定方法 : N75またはこれと同等以上のものを@300以下で柱・横架材等に打ち付ける



1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号（最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号）

2) 告示第1100号第1の第3号・別表第2の（4）

3) 大壁・真壁、下部を土台・横架材等に直接くぎ打ち、受材仕様、床勝ち仕様（床下地材の上から受材を打ち付けたもの）の区別なく、4周の1ヶ所以上に受材を使用する仕様。

「受材仕様」は右側が入隅、床は解体しない想定で受材仕様で記載している。

「受材床勝ち仕様」は真壁の床勝ち仕様で記載している。

4) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。

大壁仕様

くぎの種別：N50・CN50

くぎの間隔：外周部分@150以下<sup>5)</sup>

その他の部分@150以下

大壁床勝ち仕様<sup>4)</sup>

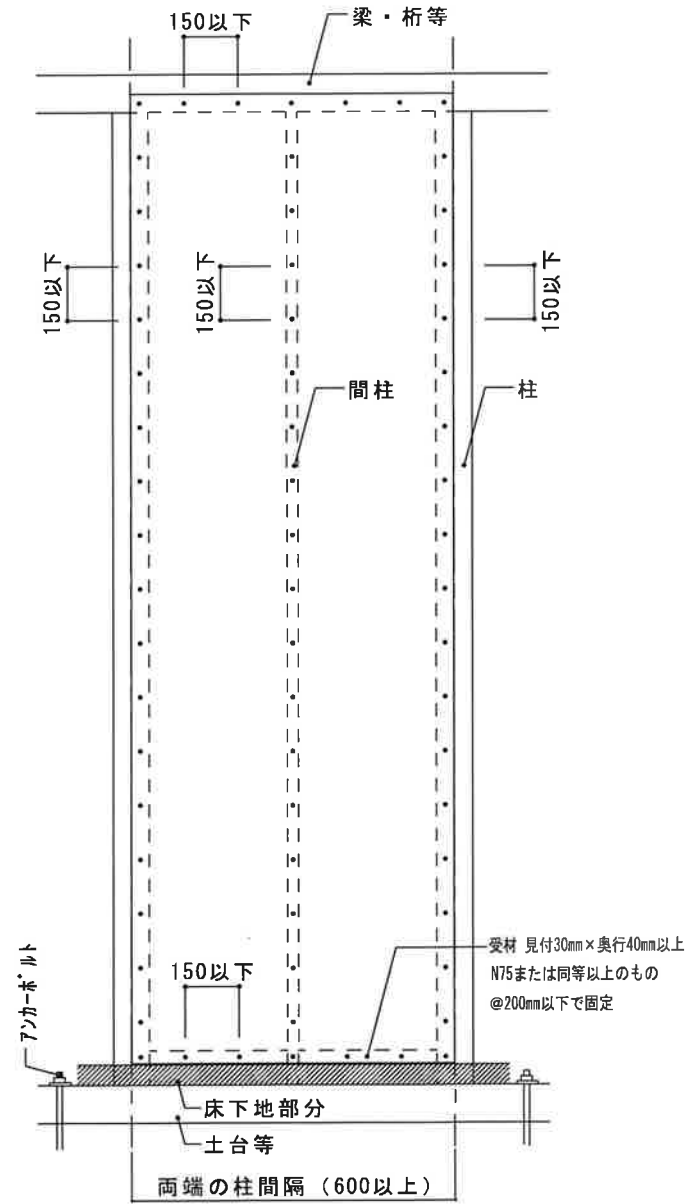
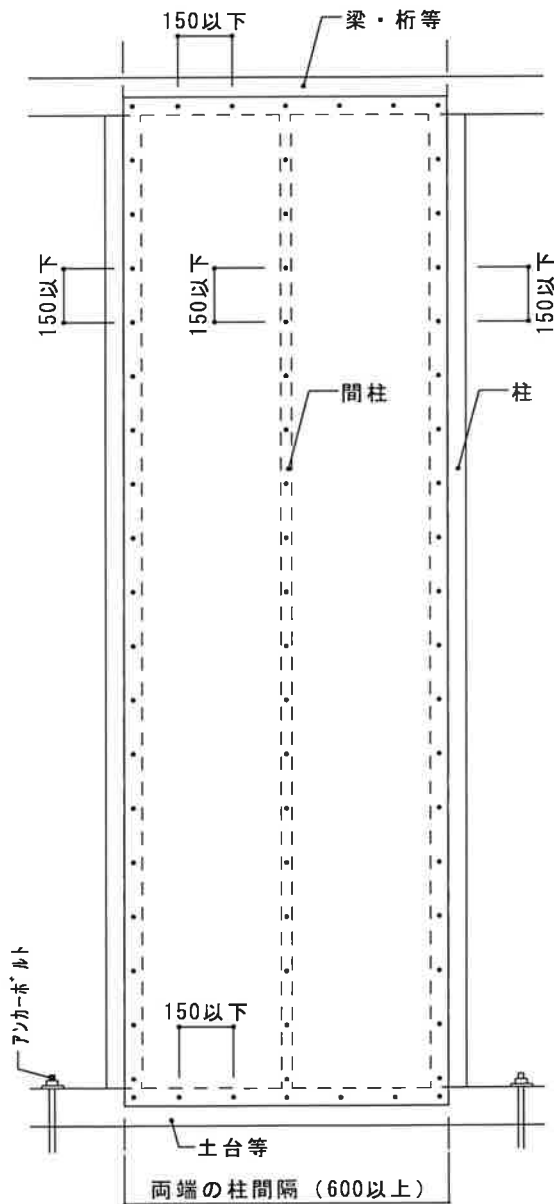
くぎの種別：N50・CN50

くぎの間隔：外周部分@150以下<sup>5)</sup>

その他の部分@150以下

受材の寸法等：見付30×奥行40以上の木材

受材の固定方法：N75またはこれと同等以上のものを@200以下で土台等に打ち付ける



S=1:20

1) 昭和56年6月1日建設省告示第1100号 (最終改正 平成30年3月26日国土交通省告示第490号)

2) 告示第1100号第1の第1号・別表第1の(4)

3) 告示第1100号第1の第5号・別表第3の(4)

4) 「床勝ち仕様」とは、床下地材の上から受材を打ち付ける仕様をいう。

5) やむをえず、胴つなぎ受材を設置して構造用面材を継ぎ合わせて打ち付ける場合、胴つなぎ部は「外周部分」とする。